

大阪産業大学学生自治会会計監査委員会規則

第一章 総則

第一条（名称）

本委員会は大阪産業大学学生自治会会計監査委員会（以下、本委員会と称す）と称す。

第二条（所在地）

本委員会は大阪産業大学学生自治会（以下、本会と称す）内に置く。

第三条（目的）

本委員会は本会会則第二十三条に定められた職務を遂行する事を目的とする。

第四条（活動）

本委員会は第三条の目的を達成するために本会会則、本規則及びこれに基づく規則の定めるところにより活動する。

第五条（名称使用の制限）

大阪産業大学（以下、本学）内外問わず、本委員会もしくは本委員会の設置する機関の名称あるいは略称を当該機関の長の書面による許可を受けずに使用することは、これを禁ずる。

第二章 構成員

第六条（構成員）

本委員会は本学学生によって構成される。

第二項 本委員会の構成員は第一項に定める者より本委員会委員長が任命する。

第三項 本委員会の構成員は本会に所属する学生団体の長または会計担当者（ただし、本会執行委員会が設置する専任機関の会計担当者を除く）であってはならない。

第七条（任期）

本委員会の構成員の任期は一月一日より十二月三十一日までとする。

第二項 前項の定めにかかわらず欠員補充の場合は、残余の期間とする。

第八条（身分保証）

本委員会の構成員は本委員会規則第十一条各項に定められた場合を除き任期途中で解任されない。

第九条（守秘義務）

本委員会の構成員は会務遂行上得た情報についてこれらを漏らしてはならない。

大阪産業大学学生自治会会計監査委員会規則

第十条（役職）

本委員会の構成委員は次の各項に定める役職に就くものとする。

1. 委員長（一名）
2. 副委員長（二名）
3. 監査官（若干名）

第二項 前項に定める役職の職務は次の各号に定める通りとする。

1. 委員長

本委員会を代表し、本委員会の会務の執行において必要な判断を行ない、その最終責任を負う。

2. 副委員長

本委員会の会務を執行し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

3. 監査官

本規則およびこれに基づく規約の定めるところにより本委員会の会務を執行する。

第三項 本委員会の委員長には本会の会計がこれに就くものとする。

第四項 本委員会の副委員長は本会執行委員会が設置する専任機関の会計がこれに就くものとする。

第十一条（解任）

本委員会の構成員は次の各号に定める場合、本委員会委員長によって解任される。

1. 本人が辞意を表明し、本委員会委員長が承認した場合。
2. 本委員会構成員の三分の二以上の賛成により解任が決議された場合。
3. 学生大会において過半数の賛成により解任が決議された場合。

第三章 運営

第十二条（運営原則）

本委員会の運営は如何なる場合であっても政治的、宗教的に不偏不党の立場によらねばならない。

第十三条（委員会運営）

本委員会の運営は本委員会の構成員による会計監査委員会運営会議の決議による。

第二項 会計監査委員会運営会議は会計監査委員会構成員の過半数の出席を以て成立する。

第三項 会計監査委員会運営会議の議長は本委員会委員長がこれを行なう。

第十四条（職務）

本委員会は次に定めるところによりその職務を行なう。

1. 本会会則第二十四条第一項第一号に基づき本会の認める学生団体の会計についてこれを監査する。
2. 本会の認める学生団体の会計について疑義が生じた際にこれを監査する。

第二項 前項に定める職務の執行に際し必要な細則は会計監査委員会運営規約に定める。

大阪産業大学学生自治会会計監査委員会規則

第十五条（財産移動）

学生団体間において両者の合意が成立した上で財産の移動を行なう場合、次の各号に当てはまる場合は会計監査委員会の承認を得なければならない。

1. 購入時の価格が十万円を越える物品を移管する場合。
2. 十点を越える物品を移管する場合。

第二項 執行委員会の設置する機関の間において財産の移動を行なう場合、次の各号に当てはまる場合は執行委員会並びに本委員会の承認を得なければならない。

1. 購入時の価格が十万円を越える物品を移管する場合。
2. 二十点を越える物品を移管する場合。

第三項 本会の設置する機関並びに執行委員会の設置する機関の間において金銭の移動を行なう事は原則これを禁止する。

第四章 罰則

第十六条（会員）

本会の会員が次の各号に該当する場合、本委員会は報告書の提出及び当該行為の中止を命じ、並びに損害賠償の請求を行う事ができる。

1. 本会会則もしくはこれに基づく規則に違反した場合。
2. 本会もしくは本会の設置する機関の名称を許可なく使用した場合。
3. 本会に対し損害を与えた場合。

第十七条（構成員）

本委員会の会員が次の各号に該当する場合、本委員会委員長により解任される。

1. 断りなく引き続く三ヶ月以上の期間に渡って職務を遂行しない場合。
2. 本会会則、本規則およびこれに基づく規約に違反した場合。
3. 破壊活動防止法および暴力団対策法に定められた各種団体の構成員であることが判明した場合。
4. 本会もしくは本委員会の名前をまねて政党、政治団体もしくは宗教団体の活動に参加した場合。
5. 日本国の法律に定めるところにより禁固以上の刑を受けた場合。

第十八条（学生団体）

本会の定める学生団体が次の各号に該当する場合、本委員会は報告書の提出および当該行為の中止を命じ、並びに損害賠償の請求を行う事ができる。

1. 本規則第十五条の各号に該当する場合。
2. 本学の施設もしくは関与を受けた物品を破損もしくは紛失した場合。
3. 学生団体間において合意のない財産の移動を行った場合。
4. 学生団体間において合意のない金銭の授受、貸与を行なった場合。

大阪産業大学学生自治会会計監査委員会規則

第十九条（財産移動）

財産の移動に関して問題の生じた場合、本委員会委員長は該当の機関もしくは学生団体に対し報告を命じ、本規則に抵触する場合、本会会長に対し処分を命じる。

第二十条（承認の取消）

本会の認める学生団体が本会会則もしくはこれに基づく諸規則に違反した場合、次の各号に定めるところにより当該学生団体に対する本会の承認の取り消しを本会会長に命じる。

1. 本会会則第三十五条の各号に違反した場合。
2. 本会会則第三十七条第二項に該当する場合であって、法令に違反した場合。

第二十一条（活動の停止）

本会の認める学生団体が本会会則もしくはこれに基づく諸規則に違反した場合、次の各号に定めるところにより一年を越えない範囲において当該学生団体の活動の停止を本会会長に命じる。

1. 本会会則第三十七条の各項の定めに違反した場合。
2. 本会会則第八条、第三十五条第一項第2号もしくは第3号の定めに違反した場合。
3. 本規則第十五条の各号もしくは第十七条第一項第3号の定めに違反した場合。

第二十二条（補助金給付の停止）

本会の認める学生団体が本会会則もしくはこれに基づく諸規則に違反した場合、次の各号に定めるところにより当該学生団体に対する当該年度の補助金の給付停止を本会会長に命じる。

1. 当該学生団体の行為が原因で、補助金の申請期限を過ぎた場合。
2. 本委員会が本会会則およびこれに基づく規則規約の定めるところにより行なう監査を行うことができなかった場合。
3. 本会執行委員会規則第十九条の定めに違反した場合。
4. 本規則第十七条第二号、第四号もしくは第十八条第三項の定めに該当した場合。

第二十三条（補助金給付の減額）

本会の認める学生団体が次の各項に該当する場合、当該学生団体の活動に対する補助金の給付額を前年度に給付を受けた額に基づき減額することを本会会長に命じる。

第一項 次の各号に該当する場合、当該学生団体の活動に対する当該年度の補助金の給付はこれを百分の五十減額する。

1. 本委員会が行なう監査に対し嘘の報告もしくは本委員会の行なう監査に対し妨害を行った場合。
2. 本会より給付を受けた活動に対する補助金の総額に対し百分の五十を越える金額を飲食費等、構成員の福利厚生に関わる経費として支出していた場合。
3. 本会より給付を受けた活動に対する補助金の使途についてこれが不明な場合。

第二項 次の各号に該当する場合、当該学生団体の活動に対する補助金の支給は百分の五十を超えない範囲で減額する。

大阪産業大学学生自治会会計監査委員会規則

1. 本会執行委員会規則第十四条第二項に定める職務及び権限を越える会務を行なった場合。
2. 本会執行委員会規則第十四条第四項の定めを違反した場合。
3. 本委員会の運営規約の規定に基づき定められた様式の会計に関する完備をせず、または会計に関する帳票類を保管していない場合。

第二十四条（訓告）

本会の認める学生団体が本会会則もしくはこれに基づく諸規則に違反した場合であって、その違反が軽微な場合、本規則第二十条から第二十三条はこれを適用せず当該学生団体に対し訓告を行なうことを本会会長に命じる。

第五章 補則

第二十五条（代行権限者）

本規則およびこれに基づく諸規則に置いて定める本委員会の会務を執行するものに事故があつて会務が執行できない場合、本会の会長は本委員会構成員から代行者を指名し、これを代行させる。

第二十六条（細則）

本委員会の運営に際し必要な細則は本委員会委員長が別に告示する大阪産業大学学生自治会会計監査委員会運営規約に定める。

第二十七条（合意管轄裁判所）

本会会則、これに基づく規則、規約、命令、決議及び会務に関するその他の行為について本会与係争の要が生じた際は、本会所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

第六章 附則

第二十八条（改正）

本規則の改正には本会会則第十一条に基づき、学生大会において出席者の過半数の承認を必要とする。

第二十九条（経過規定）

1. 本規則施行時に会計監査委員会の構成員であるものは、本規則に従って任命されたものとみなす。
2. 本規則の施行に際し旧会則よりの移行が必要な事項ならびに事務手続きは別に本会会長が告示する。

第三十条（施行期間）

本規則は平成二十六年六月二十日より有効とする。

大阪産業大学学生自治会会計監査委員会規則

施行
改正
平成二十四年 二月 十六日
平成二十四年 六月 十六日
平成二十五年 六月二十一日

- ・他規約との照らし合わせにより、条約番号の訂正
- ・第六条第三項 「または会計担当者（ただし、…（略）…を除く）」の追加
- ・第十四条第一項第一号 「毎年五月に」の削除
- ・第二十八条第一項第四号 「三年に」の追加
- ・第三十七条 有効日付の変更

平成二十六年六月二十日

- ・第二十二条第一項 「補助金の給付が（略）二年以上経過した場合」を「補助金の申請期限を過ぎた場合」に改正
- ・第二十三条第一項第一号削除 以下それに伴い条番号の訂正
- ・第五章、第六章の削除 以下それに伴い章番号、条番号の訂正
- ・第三十条 有効日付の変更